

指定就労継続支援B型事業所 管理者 殿

福岡県福祉こども政策部障がい福祉課  
障がい福祉サービス指導室長  
(指 定 係)

令和8年6月報酬改定における「就労継続支援B型に係る基本報酬の  
算定区分に関する届出書」について（依頼）

本県の障がい福祉の向上について、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、令和8年4月に、当月以降の基本報酬や各種加算のうち、前年度利用実績等で算定を行  
うものについて、引き続き算定可能かの要件の見直しを行っていただいたところですが、就労継  
続支援B型事業所においては、令和8年6月の報酬改定により基本報酬の算定区分の確認が必要  
となっております。

つきましては、ご確認の上、届出が必要である事業所に該当する場合には、下記のとおり届出  
書のご提出をお願いいたします。

#### 記

1 提出期限 **令和8年6月15日（月曜日）**

2 届出が必要な事業所

福岡県が指定している就労継続支援B型事業所

ただし、次の①または②のいずれかに該当する事業所は、令和8年6月以降も現行の基本報酬  
区分（令和8年4月～5月の基本報酬区分）が引き続き適用になるため、届出は不要です。

①令和7年度の工賃実績に基づく基本報酬区分＝現在の基本報酬区分が「平均工賃月額が1万  
円以上1万5千円未満」又は「平均工賃月額が1万円未満」の事業所

②令和6年度改定前後で基本報酬区分が変わらなかった、又は、下がった事業所

※令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた指定就労継続支援B型事業所は、新規指  
定の就労継続支援B型事業所の基本報酬に係る経過措置区分が適用されていた期間によっ  
て、上記の②に係る基本報酬区分を比較する時期が異なります。

時期は、別添「厚生労働省（就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて）を  
ご確認ください。

※令和6年4月以降に指定を受けた指定就労継続支援B型事業所は、令和8年度報酬改定によ  
る新たな基本報酬区分の対象となります。上記の①に該当しない場合は、今回、届出が必要  
です。

※フローチャートにより届出が必要か否かを再度ご確認ください。

3 提出書類

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・就労継続支援B型に係る基本報酬の算定に関する届出書【令和8年6月報酬改定分】
- ・（必要に応じ）ピアサポーターの配置に関する届出書

#### 4 提出方法

下表の届け出先に、郵送又は持参してください。

事業所の所在地	提出先
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	筑紫保健福祉環境事務所 TEL:092-513-5626 816-0943 大野城市白木原3-5-25
古賀市、糟屋郡	粕屋保健福祉事務所 TEL:092-939-1592 811-2318 粕屋町戸原東1-7-26
糸島市	糸島保健福祉事務所 TEL:092-322-1449 819-1112 糸島市浦志2-3-1
中間市、宗像市、福津市、遠賀郡	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 遠賀分庁舎 TEL:093-201-4162 807-0046 水巻町吉田西2-17-7
直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 直方分庁舎 TEL:0949-23-3119 822-0025 直方市日吉町9-10
田川市、田川郡	田川保健福祉事務所 TEL:0947-42-9315 825-8577 田川市大字伊田3292-2
小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡	北筑後保健福祉環境事務所 久留米分庁舎 TEL:0942-30-1072 839-0861 久留米市合川町1642-1
大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、八女郡、三潴郡	南筑後保健福祉環境事務所 八女分庁舎 TEL:0943-22-6971 834-0063 八女市本村25
行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	京築保健福祉環境事務所 TEL:0930-23-2970 824-0005 行橋市中央1-2-1

#### 5 留意事項

当該区分変更に関し、県が確認のために書類の提出を求める場合がありますので、当該区分変更に関する根拠資料については事業所内で適切に保管してください。